

企画競争実施の公示

次の通り企画提案書の提出を招請します。

平成 30 年 8 月 27 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役

九州新幹線建設局長 綿貫 正明

1. 企画競争に付す業務概要

- (1) 業務名称 九州新幹線（西九州）、長崎県内における不動産鑑定評価業務
- (2) 対象物件 仕様書（案）のとおり
- (3) 納入期限 平成 30 年 12 月 10 日
- (4) 納入場所 仕様書（案）のとおり

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）九州新幹線建設局における平成 28・29・30 年度物品購入等競争参加者資格において「4 役務提供等^⑩調査・研究」の資格を有すると認定された者。
なお、平成 28・29・30 年度を有効期間とする国の各省各庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争（指名競争）入札の入札参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）において「役務の提供等（3）調査・研究」（等級及び地域は問わない。）の資格を有する者は、上記の資格の認定を受けているものとみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州新幹線建設局が別に定める手続きに基づく物品購入等競争参加資格の再認定を受けていること。また、機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けていない者とする。
- (4) 機構九州新幹線建設局又は国の各機関から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であって、過去 5 年以内に同法に基づく監督処分を受けていない者であること。
- (8) 不動産の鑑定評価に関する法律第 41 条の規定に該当する期間中でないこと。
- (9) 公益社団法人長崎県不動産鑑定士協会の会員であること。

3. 企画競争参加要領等の交付場所

- (1) 交付場所 福岡県福岡市博多区祇園町 2 番 1 号 シティ 17 ビル 6 階
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局 契約課
電話 092-283-9604
- (2) 受付時間 本公示の日から平成 30 年 9 月 25 日までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10 時から 16 時までの間（12 時から 13 時の間を除く）
なお、郵送を希望する者は、切手（250 円）を貼付し、住所及び商号又は名称を記載した返信用封筒（角 2 号）を上記（1）に郵送すること。

4. 参加申込書・企画提案書の提出期限及び場所等

企画競争に参加する者は、平成 30 年 9 月 25 日 16 時までに次の申込先に申込みを行うこと。

- (1) 提出先 3.（1）に同じ
- (2) 提出期限 平成 30 年 9 月 25 日 16 時
- (3) 受付時間 本公示の日から平成 30 年 9 月 25 日までの休日を除く毎日、10 時から 16 時までの間（12 時から 13 時の間を除く）

5. 委託業者の決定方法等

提出された企画提案書により優秀と認められる上位 2 者を選定する。

6. 企画提案書の無効

本公示に示した企画競争に参加するために必要な資格のない者の企画提案書は無効とする。

7. その他

(1) 企画提案書の作成等に係るその他事項

- ①手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ②関連情報を入手するための照会窓口は、九州新幹線建設局 契約課とする。
- ③企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ④提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ⑤企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- ⑥特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- ⑦提案が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定しただけであり、契約関係規程に基づく契約手続きの完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。
- ⑧契約手続きを行うにあたっては、鑑定評価委託契約書の作成を要する。
- ⑨当該業務に係る概算予算額は、1.1百万円（税抜き）である。
- ⑩その他の詳細は説明書（参加要領）、仕様書による。

(2) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(3) 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事(設計等の役務を含む。)の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名

イ 機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上